

## 7 えひめの環境保全に関する基本的事項

### (1) 愛媛県の環境政策の動き

本県では、健康で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代に引き継ぎ、県民、事業者、行政が一体となって創造していくため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定するとともに、平成8年3月には「愛媛県環境基本条例」を制定し、環境保全についての基本理念を定め、県や市町、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

地球温暖化問題に対しては、平成13年3月に「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県のすべての機関において環境に配慮した様々な取り組みを進めるとともに、平成14年3月には「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定し、県民、事業者及び行政が一体となって温暖化対策を推進しています。

環境影響評価については、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外の事業について、環境影響評価を義務付けるため平成11年3月に「愛媛県環境影響評価条例」を制定しています。

また、優れた瀬戸内海の自然環境を保全するため、海砂利採取の禁止を盛り込んだ「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」の改訂(平成14年7月31日告示)を実施するとともに、県内の自然生態系を保全し、生物の多様性を確保していくための基礎資料とするため、平成11年度から4か年をかけて県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、平成15年3月にその希少性の評価や生息・生育状況を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック」を作成しています。

また、レッドデータブックを活用して、野生動植物の種の保存への理解を広く県民に求め、自然との共生意識を高めるとともに、開発行為における環境への配慮を促進していくため、愛媛県レッドデータブックの記載内容を県民等が利用しやすいように検索機能等を持たせ、県ホームページに掲載しています。

循環型社会の構築については、平成12年3月に「えひめ循環型社会推進計画」を策定するとともに、環境ビジネスを育成し循環型社会を構築するため、平成14年3月に「えひめエコランド構想」を取りまとめています。(平成17年3月に「第二次えひめ循環型社会推進計画」を策定しています。)

また、平成17年度を最終年度とする廃棄物の減量及び処理に関する基本方針と目標を定めた「愛媛県廃棄物処理計画」を平成14年3月に策定しています。

一方、廃棄物の不法投棄と土壌汚染防止対策については、廃棄物まがいの土砂等の埋立てを規制するため、平成12年3月に「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定しています。

さらに、さわやかな環境先進県を目指して、環境創造のための先進的技術や施策、自然環境再生の検討、研究等を総合的かつ計画的に実施するため、平成12年4月1日に愛媛県環境創造センターを設立し、環境微生物による水質浄化技術やダイオキシンの分解技術を開発する等、「環境創造プロジェクト」を展開しています。

なお、これらの環境先進県づくりを進める各種の施策や事業活動における環境配慮を積極的・継続的に徹底するため、国際規格ISO14001の導入を進め、平成14年11月27日に認証を取得しています。